

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
原子力科学技術委員会の概要

1 原子力科学技術委員会の調査事項（参考資料 2 参照）

科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における原子力（核融合に係るものを除く）に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項について調査検討を行う。

2 委員の構成

（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 4 条第 2 項）

委員会に属すべき委員は、研究計画・評価分科会長が指名する。

第 8 期は 14 名で構成する。

3 委員会の成立条件

（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則第 3 条）

委員会は、当該委員会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 組織の構成

（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則第 2 条）

特定の事項を機動的に調査するために作業部会を置くことができる

（科学技術・学術審議会令第 6 条）。

第 8 期は、6 つの作業部会を設置する。

5 委員会の開催回数

委員会は年 4 回程度開催する。

第 8 期の主な調査検討事項は以下のとおり。

- ・ 原子力科学技術に関する推進方策の検討
- ・ 研究開発課題の事前評価
- ・ 原子力の基礎基盤的研究開発や人材育成に関する現状及び課題の整理

科学技術・学術審議会組織図(抜粋)

